

おおすみ・お茶ったもんせプロジェクト 業務委託仕様書

1 事業の目的

大隅地域は、県内でも南薩地域に次ぐ第2位の荒茶生産量を誇る主要な茶産地であるが、地域資源としてのお茶の魅力発信や活用は十分とは言えない状況にある。

当事業を通して、大隅地域のお茶の魅力や楽しみ方、観光における体験メニュー等を広く発信するとともに、地域住民や観光客が茶産地「大隅」を知る機会を創出することで、大隅産茶の認知度向上及び地域活性化を図る。

2 履行期限

令和9年3月25日（木）

3 委託業務の内容

具体的な内容は、別紙「おおすみ・お茶ったもんせプロジェクトに関する委託業務の内容」のとおり。

4 事業実施中の事故

事業の実施中における事故については、県は一切責任を負わないものとする。

5 業務の実施

- (1) 本事業が県との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業について、事業の終了後も含めて、今後、県監査委員の監査対象となる場合があるので、その場合は監査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (3) 事業を実施するに当たり、県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類を事業終了後5年間保存しておくこと。

6 業務の進捗状況等の報告

業務の進捗状況等の報告は、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託業務の進捗状況を適宜報告し、県との調整を図ること。
- (2) 全て業務終了後、令和9年3月25日（木）までに実績報告書を提出すること。

7 成果品

- (1) 業務報告書（A4版で作成のこと。）1部。
- (2) P R 冊子 1,500部。
- (3) 上記の資料等のデータが保存された電子媒体（MicrosoftWord、Excel 又は PowerPoint 形式及び、これらをPDF形式に変換し、CD-R等に保存したものとする。なお、これらのソフトによらない場合は協議すること）1部。
- (4) 上記の資料等の編集可能なデータ
- (5) 成果品は、実績報告書に付して提出するものとする。ただし、P R 冊子については、配布後の残部を提出すること。

(6) その他、成果品として必要と認められるもの。

8 成果品の帰属

- (1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

9 委託事業に係る経費等

- (1) 対象経費
 - ア 事業の実施に当たり特に直接必要と認められる経費
 - イ 管理費
- (2) その他
事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、委託費を減額する場合がある。

10 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

11 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

12 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

13 その他

受託者は、委託業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

おおすみ・お茶ったもんせプロジェクトに関する委託業務の内容

仕様書の「3 委託業務の内容」は、次のとおりとする。

- (1) P R冊子「おおすみ・お茶本（仮称）」の制作
- (2) P R冊子「おおすみ・お茶本（仮称）」の電子版作成、掲載及び管理
- (3) お茶体験イベント「おおすみのお茶を楽しむ会（仮称）」の開催

【留意事項】

P R冊子の制作、お茶体験イベントの開催にあたっては、あらかじめ県が調整している曾於地区茶業振興会、肝属地区茶業振興会から推薦を受けている茶生産者と十分に連携すること。

1 企画提案を求める具体的内容の項目

- (1) P R冊子「おおすみ・お茶本（仮称）」の制作

P R冊子を手にとった人が何度も持ち運ぶことを想定した材質・形状で、大隅地域のお茶の魅力を発信する冊子を制作する。

ア 掲載内容

企画提案に際しては、以下掲載案を例としたページ構成を提案すること。

- ① 大隅のお茶の特徴（品種、摘採時期、規模、生産方法など）・歴史
- ② 製茶の工程（緑茶・紅茶）
- ③ 茶商と茶匠
- ④ 茶農家・製茶事業者インタビュー
- ⑤ おいしいお茶の淹れ方
- ⑥ 製茶販売店、お茶の飲食店・スイーツ店・お土産品等の紹介
- ⑦ お茶体験メニュー紹介
- ⑧ お茶以外の観光資源も入れたモデルコース提案
- ⑨ その他目的達成にふさわしいと思われる掲載事項

イ 情報誌の配置場所

県と協議の上、配送手配および要望があれば追加配送を行うこと。

※ 送付先 75 先程度の想定

- ① 冊子に掲載された販売店、飲食店など
- ② 大隅地域の市町、観光拠点（情報誌に掲載されたスポット含む）など
- ③ 鹿児島県内の交通拠点（鹿児島中央駅、鹿児島空港、フェリーさんふらわあ船内など）
- ④ その他目的達成にふさわしいと思われる場所

- (2) P R冊子「おおすみ・お茶本（仮称）」の電子版制作・掲載及び管理

(1) で制作するP R冊子の電子版を制作し、受託者が管理するホームページに掲載するとともに、管理を行うこと。

(3) お茶体験イベント「おおすみのお茶を楽しむ会（仮称）」の開催

ア 内容

前述留意事項記載の茶生産者との連携したイベント実施を想定しているため、企画提案に際しては今後詳細を詰めていくことを踏まえ、複数案の提示が望ましい。

地域住民等を対象にお茶の魅力を体感できるイベントを開催する。

イ 実施期間・場所・回数等

- ・ P R 冊子完成後、年度末までに大隅管内で2回以上。
- ・ イベントは多くの参加者が見込まれる場所で実施するものとし、県以外が主催する他のイベントへのブース出展等も可とする。

2 その他

企画全体にあたっては、次のことに留意すること。

- (1) 各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) 事業実施にあたっては、必要に応じ各市町、関係団体等と連携を図ること。
- (3) 事業実施に係る費用は、全て委託費の範囲から支出すること。
- (4) 事業実施において、費用対効果、関係法令や安全に配慮すること。